

最後に、卒業生三名から寄せられた文章を掲載する。

(五) 第四臨時教員養成所の思ひ出

(一) 第四臨時教員養成所の設置について

大正十一年四月一日、東京音楽学校内に第四臨時教員養成所が設置された。

臨時教員養成所とは、師範学校、中学校および高等女学校の教員を養成するための臨時の施設である。明治三十五年三月二十八日勅令第百号「臨時教員養成所官制」公布、翌二十九日文部省令第八号「臨時教員養成所規程」制定により発足した。明治三十五年の規程では「臨時教員養成所ニハ國語漢文科、英語科、數學科、博物科、物理化學ノ一學科若ハ數學科ヲ置ク」「修業年限ハ二箇年トス」「入學試験ハ中學校卒業ノ程度ニ依リテ之ヲ行フ但シ中學校及師範學校ノ卒業者ニ限り時宜ニ依リ試験ヲ行ハサルコトヲ得」「臨時教員養成所ニ於テハ授業料ヲ徴收セス」となっている。

臨時教員養成所は帝国大学と直轄学校に付設されたもので、独立した学校ではない。同養成所は、昭和十九年まで必要に応じて設置されては廃止されるということを次々と繰り返し、戦後の学制改革により事実上の廃止に至った。

明治三十五年に設置された臨時教員養成所は第一から第五まであり、三十九年四月にはさらに第六が設置されたが、その一方で廃止されるものも相次ぎ、大正三年四月には次に示すように第六が存続するのみとなった。

- 第一 (東京帝国大学) 国語漢文科、博物科……明治三十九年三月国語漢文科廃止、明治四十一年三月第一臨時教員養成所廃止。
 - 第二 (第一高等学校) 物理化学科……明治四十一年三月廃止。
 - 第三 (第二高等学校) 英語科……大正三年三月廃止。
 - 第四 (第三高等学校) 数学科
 - 第五 (東京外国語学校) 英語科
- ……明治三十九年三月廃止。

第六 (東京女子高等師範学校) 英語科……明治四十二年二月廃止、新たに家事科を設置 (四月開設)。

大正六年九月二十一日、当時の岡田良平文部大臣らの尽力により臨時教育会議官制が公布され、臨時教育会議が内閣直属の諮問機関として成立した。第一次世界大戦は日本にもさまざまな社会の変化を促し、学校教育においても新たな対応を迫られることとなった。

臨時教育会議は、大正八年五月二十三日に文部大臣の諮問機関である臨時教育委員会が設置されたのにもない廃止されたが、この間、小学校教育、男子の高等普通教育、大学教育、専門教育、師範教育、視学制度、女子教育、実業教育などについての答申により拡充や改善をはかった。また同会議の答申に基づき、大学令、高等学校令が公布され、帝国大学令、小学校令、中学校令が改正された。

臨時教育会議の答申に基づいて中等教育の拡充がはかられ、中等諸学校の増設に対処するため、大正十一年四月、新たに第一から第四までの臨時教員養成所が設置された。

第一は東京高等師範学校内に設置され、学科は国語漢文科、英語科、数学科、歴史地理科、体操科。第二は広島高等師範学校内に設置され、学科は英語科、物理化学科、博物科。第三は奈良女子高等師範学校内に設置され、学科は数学科と理科。そして第四が東京音楽学校内に設置された音楽科であった。

(二) 第四臨時教員養成所の規則・カリキュラムなど

はじめに『第四臨時教員養成所一覽 自大正十一年至大正十二年』を、関係法令の一部を除き全文掲載し、次に規則・カリキュラムの改正部分について記す。また初年度の『第四臨時教員養成所一覽』より職員と生徒の全氏名を掲載する。関係職員の氏名と在任期間については別に(四)でまとめる。

第四臨時教員養成所一覽

第一 學年曆(自大正十一年五月至大正十二年三月)

五月二十二日	第一學期授業始ル
七月十日	第一學期授業終ル
同 十一日	夏季休業始ル
同 三十日	明治天皇祭
八月三十一日	天長節
九月十日	夏季休業終ル
同 十一日	第二學期授業始ル
秋 分 日	休業 <small>(秋季皇靈祭)</small>
十月十七日	休業 <small>(神嘗祭)</small>
同 三十一日	休業 <small>(天長節祝日)</small>
十一月二十三日	休業 <small>(新嘗祭)</small>
十二月二十四日	第二學期授業終ル
同 二十五日	冬季休業始ル
一月 七日	冬季休業終ル
同 八 日	第三學期授業始ル
二月十一日	休業 <small>(紀元節)</small>
春 分 日	休業 <small>(春季皇靈祭)</small>
三月三十一日	第三學期終ル

(1) 大正十一年度のみ学年曆の第一期が五月開始となっている。規程は「第三 關係法令」第十條および「第四 規則」第五條と第六條に明記されているとおりである。翌大正十二年度からは四月十六日開始となり、また昭和五年と六年は四月十一日開始となっている。

第二 沿革略

明治三十五年三月二十七日勅令第百號ヲ以テ臨時教員養成所官制ヲ公布セラレタルニ依リ文部省ハ同月廿九日省令第八號ヲ以テ臨時教員養成所規程ヲ定メ大正十一年四月十日文部省令第十六號ヲ以テ之カ改正ヲナシ告示第三百四十四號ヲ以テ東京音樂學校内ニ第四臨時教員養成所ヲ設置ス東京音樂學校長村上直次郎管理者ニ任セラル

第三 關係法令

一、臨時教員養成所官制(明治三十五年三月二十七日勅令第百號)

第一條 臨時教員養成所ハ師範學校中學校及高等女學校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス

第二條 臨時教員養成所ハ文部大臣ノ指定スル帝國大學及直轄學校内ニ之ヲ置ク

第三條 臨時教員養成所ハ當該帝國大學總長及直轄諸學校長ヲシテ之ヲ管理セシム

第四條 臨時教員養成所ニ教授及書記ヲ置ク

教授ハ奏任トシ各所ヲ通シ專任六人ヲ以テ定員トス生徒ノ教授ヲ掌ル

書記ハ判任トシ各所ヲ通シ專任三人ヲ以テ定員トス上官ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

臨時教員養成所管理者ハ講師ヲ囑託シ授業ヲ擔任セシムルコトヲ得

第五條 臨時教員養成所ノ名稱ハ文部大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ明治三十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

二、臨時教員養成所規程(明治三十五年三月廿九日文科省令第八號) 改正(明治三十九年三月三號、四一年大正七年二號、一〇年二〇號、一一年一六號)

第一條 臨時教員養成所ニハ國語漢文科、英語科、數學科、博物

科、物理化學科、家事裁縫科、體操家事科、理科家事科、歷史地

理科、理科、音樂科、體操科ノ一學科若クハ數學科ヲ置ク

第二條 前條各學科ノ修業年限ハ二箇年乃至三箇年トス

「第三條」〜「第七條ノ六」および「第七條ノ八」は、第一條に記された國語漢文科ノ理科、および體操科の學科目に関する規程であるためここでは省略する。

第七條ノ七 音樂科ノ學科目ハ修身、教育、唱歌、器樂(オルガン

又ハピアノ)、國語、音樂通論、和聲論、音樂史、英語(隨意科

目)トス

第七條ノ八 (省略)

第八條 各學科ノ修業年限及學科目ノ每週教授時數ハ管理者之ヲ定

メ文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ

第九條 特別ノ事情アルトキハ管理者ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ學科

目ヲ加除スルコトヲ得

第十條 學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル學年ヲ分チ

テ三學期トシ第一學期ハ四月一日ヨリ八月三十一日マテトシ第二

學期ハ九月一日ヨリ十二月三十一日マテトシ第三學期ハ翌年一月

一日ヨリ三月三十一日マテトス

休業ニ關スル規定ハ管理者之ヲ定ムヘシ

第十一條 入學試驗ハ男子ニ在リテハ中學校卒業女子ニ在リテハ修

業年限四箇年ノ高等女學校卒業ノ程度ニ依リ之ヲ行フ但中學校高

等女學校及師範學校ノ卒業者ニ限り時宜ニヨリ試験ヲ行ハサルコ

トヲ得

第十一條ノ二 管理者ニ於テ特別ノ必要アリト認メタルトキハ文部

大臣ノ認可ヲ受ケ當分ノ内家事裁縫科ニ限り其ノ生徒ノ一部ノ教

育ヲ教員無試験檢定ニ關シ文部大臣ノ許可ヲ受ケタル公立又ハ私

立ノ學校ニ委託スルコトヲ得

前項委託ニ關スル細則ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ管理者之ヲ定ムヘ

シ

第十二條 各學年ノ課程ノ修了又ハ全學科ノ卒業ヲ認ムルニハ平素

ノ學業及試験ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ムヘシ但シ管理者ノ見込ニ

因リ某學科ノ試験ヲ行ハサルコトヲ得

第十三條 管理者ハ全學科ヲ卒業セリト認メタル者ニハ卒業證書ヲ

授與スヘシ

管理者ハ前項ノ卒業者ニ對シ教員免許狀ノ授與ヲ文部大臣ニ申請

スヘシ

第十四條 管理者ハ成業ノ見込ナシト認メタル者及性行不良ナル者

ニハ退學ヲ命スヘシ

第十五條 生徒ハ自己ノ便宜ニ因リ退學スルコトヲ得ス但シ已ムヲ

得サル事由ニ因リ管理者ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス

第十六條 管理者ハ教育上必要ト認メタルトキハ生徒ニ懲戒ヲ加フ

ルコトヲ得

第十七條 臨時教員養成所ニ於テハ授業料ヲ徴收セス

第十八條 臨時教員養成所ニ於テハ入學試験料ヲ徴收スルコトヲ得

第十九條 特別ノ必要アリト認メタルトキハ生徒ニ學費ヲ補給スル

コトアルヘシ

附 則

大正十一年文部省令第十六號

本命ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

三、高等師範學校卒業者服務規則(大正十年四月二十六日
文部省令第二十九號)

第一條 本令ハ高等師範學校、女子高等師範學校、臨時教員養成

所、東京美術學校圖書師範科及東京音樂學校甲種師範科卒業者ニ

適用ス

第二條 卒業者ハ卒業證書受得ノ日ヨリ左ノ期間引續キ教育ニ關ス

ル職務ニ従事スル義務ヲ有ス

一、學費ノ支給ヲ受ケタル者ハ修業年限ノ一倍半ニ相當スル期間

二、學費ノ支給ヲ受ケサル者ハ其ノ修業年限ノ二分ノ一ニ相當ス

ル期間

前項ノ期間ハ二學科以上ヲ修メタル場合ニ於テハ通シテ八年ヲ

超エス

第三條 卒業者ハ卒業證書受得ノ日ヨリ一年間文部大臣ノ指定ニ從

ヒ就職スルノ義務ヲ有ス但シ前條ノ義務一年未滿ナル場合ハ其ノ

期間トス

一學科ヲ卒業シタル者ニシテ更ニ他ノ學科ヲ卒業シタルモノニ在

リテハ後ノ卒業證書受得ノ日ヨリ一年間前項ノ義務ヲ有ス

第四條 卒業者ニシテ特別ノ事情ニ依リ第二條ノ義務ヲ履行スルコ

ト能ハサルモノハ其ノ理由ヲ具シ道府縣ニ在職スル者ニ在リテハ

地方長官其ノ他ノ者ニ在リテハ出身學校長ヲ經テ義務ノ猶豫又ハ

免除ヲ文部大臣ニ出願スルコトヲ得

前項ニ依リ出願シタル者アリタルトキハ地方長官又ハ學校長ハ事

實ヲ審査シ意見ヲ付シテ願書ヲ進達スヘシ

第二條ノ義務ヲ猶豫又ハ免除シタル場合ニ於テハ第三條ノ義務ハ

之ト同時ニ猶豫又ハ免除セラレタルモノトス

第五條 卒業者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノアリタルトキハ

第一條ニ掲ケタル學校ノ學校長ニ於テ文部大臣ノ指揮ヲ受ケ學費

ノ支給ヲ受ケタル者ニ對シテハ授業費及在學中支給セラレタル學

費學費ノ支給ヲ受ケサル者ニ對シテハ授業費ヲ償還セシム但シ情

狀ニ依リ其ノ全部又ハ一部ノ償還ヲ免除スルコトアルヘシ

一、第二條又ハ第三條ノ義務ヲ履行セサル者

二、服務年限中徵戒免職又ハ免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケタル者

前項授業費ノ全額ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ學校長之ヲ定ムヘシ

第六條 卒業者ニシテ服務年限中研究科專攻科又ハ帝國大學學部等

ニ入學セントスルモノアルトキハ時宜ニ依リ許可スルコトアルヘ

シ

第七條 卒業者ニシテ第四條ニ依リ其ノ義務ヲ猶豫セラレタルトキ

又ハ前條ニ依リ研究科專攻科若ハ帝國大學學部等ニ入學シタルト

キハ其ノ猶豫又ハ在學ノ期間ハ服務年數ニ算入セス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ノ卒業者ニシテ未タ服務義務ヲ了ラサルモノノ服務年數ニ關シテハ本令ノ規定ニ依ル

大正九年度以前ノ入學者ニシテ從前ノ規定ニ依リ服務義務ナキ者ノ服務ハ仍從前ノ例ニ依ル（以下略）

四、臨時教員養成所名稱及學科（文部省告示第三百四十四號）

東京高等師範學校、廣島高等師範學校、奈良女子高等師範學校及東京音樂學校内ニ臨時教員養成所ヲ置キ大正十一年四月ヨリ開始ス各臨時教員養成所ノ名稱及其ノ學科左ノ如シ

（中略）

名 稱

學 科

第四臨時教員養成所（東京音樂學校内）

音 樂 科

第四 規 則

第一條 音樂科ノ學科目ハ修身、教育、唱歌、器樂（オルガン又ハ

ピアノ）國語、音樂通論、和聲論、音樂史、英語（隨意科目）トス

第二條 修業年限ハ二箇年トス

第三條 學科目ノ每學年配當並ニ每週教授時數左ノ如シ

學 科 目	學 年	
	第一學年	第二學年
修 身	一	一
教 育	二	三
唱 歌	八	八
器 樂	三	二

國 語	音 樂 通 論	和 聲 論	音 樂 史	英 語（隨意科目）	合 計
三	二	二	一	（三）	（二四）
三	一	二	二	（三）	（二四）

第四條 學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第五條 學年ヲ分チテ三學期トス

第一學期 四月一日ヨリ八月三十一日マテ

第二學期 九月一日ヨリ十二月三十一日マテ

第三學期 一月一日ヨリ三月三十一日マテ

第六條 休業日ハ左ノ如シ

春季休業 四月一日ヨリ同十五日マテ

夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日マテ

冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日マテ

祝 日

大 祭 日

日 曜 日

第七條 入學ノ期ハ學年ノ始メトス

第八條 入學ヲ許可スヘキ者ハ左ノ資格ヲ有シ地方長官ノ薦學ヲ受ケタル者ニ就キ無試験檢定ニ依リ之ヲ定ム但第三號ニ該當スル者ハ試験ノ上選拔ス

一、品行方正身體健全ニシテ教員タルニ適當ナリト認ムル者
 二、師範學校中學校及修業年限四箇年以上ノ高等女學校卒業者
 三、專門學校入學者檢定規程ニ依ル試驗檢定ニ合格シタル者又ハ
 專門學校入學者檢定規程第八條第一號ニ該當スル者竝小學校本
 科正教員免許狀所有者、東京音楽學校乙種師範科卒業者及唱歌
 科小學校專科正教員免許狀所有者

四、女子ニ在リテハ夫ヲ有セサル者

第九條 入學ノ許可ヲ得タル者ハ保證人連署ノ誓書ヲ差出スヘシ

第十條 保證人ハ二人トス内一人ハ父母後見人又ハ尊族親、一人ハ
 東京市内若ハ附近ニ住居シ年齢資産共ニ保證人ノ責ニ堪フル者タ
 ルヘシ但保證人タルヘキ父母、後見人又ハ尊族親東京市内若ハ附
 近ニ住居シ相當ノ資格ヲ有スルトキハ他ノ保證人ヲ要セス又父母
 後見人又ハ尊族親ナキトキハ相當ノ資格アル者ヲ以テ之ニ代フル
 コトヲ得

第十一條 保證人ハ其保證スル生徒ヲ監督シ其生徒ニ關シ一切ノ責
 ニ任スルモノトス

第十二條 保證人死亡シ又ハ第十條ノ資格ヲ失ヒタルトキハ更ニ保
 證人ヲ定メテ誓書ヲ差出スヘシ

第十三條 試業ハ每學年末之ヲ行フ

第十四條 試業ノ成績ハ點數ヲ以テ之ヲ評定ス

唱歌ハ二百點ヲ滿點トシ百二十點以上ヲ合格トス其ノ他ノ學科目
 ハ各一百點ヲ滿點トシ六十點以上ヲ合格トス

第十五條 全學科ヲ卒業シタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス

第十六條 生徒疾病其他ノ事故ニ因リ缺課シタルトキハ其事由ヲ記

シ保證人ヨリ三日以内ニ届出ツヘシ但疾病七日以上ニ及フトキハ
 診斷書ヲ添付スヘシ

第十七條 生徒ハ自己ノ便宜ニ依リ退學スルコトヲ得ス但己ムヲ得

サル事由ニ依リ管理者ノ許可ヲ受ケタルトキハ此限ニアラス

第十八條 生徒左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ退學ヲ命ス

一、疾病ニ罹リ修學ニ堪ヘサル者

二、學業進マスシテ成業ノ見込ナキ者

三、本所教育ノ趣旨ニ適セサル者

四、品行修マラサル者

第十九條 生徒學費ノ支辨困難ナル者ニハ別ニ定ムル所ニ依リ學資

ヲ支給ス

第二十條 生徒左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ在學中ノ授業費及支給

シタル學資ヲ償還セシム但文部大臣ヨリ之ヲ免除セラレタル者ハ

此限ニアラス

一、第十八條第三號又ハ第四號ニ依リ退學ヲ命セラレタル者

二、己ムヲ得サル事由ニ因リ退學ノ許可ヲ得タル者

參錢
印紙

誓書

私儀今般貴所ニ入學許可相成候ニ付テハ御規則堅ク相守リ卒業ノ上
 ハ高等師範學校等卒業者服務規則ヲ遵奉可致此段誓約候也

本籍

現住所

族籍 何某男女兄弟姉妹又ハ戸主

年月日 本人 何 某 ㊟

何年何月何日生

前書何某保證ノ責任ハ拙者共(又ハ拙者)ニ於テ引受ケ本人ヲシテ前記ノ誓ヲ嚴守セシメ可申候也

本籍

現住所

何某父母後見人又ハ親族關係

職業

保證人 何 某 ㊟

何年何月何日生

本籍

現住所

職業

保證人 何 某 ㊟

何年何月何日生

第四臨時教員養成所管理者 何 某 殿

前書何某ハ本市(區)ニ住居ノ者ニ相違無之候也

年月日 何(道廳)何郡(市區)長 何 某 ㊟

前書何某ハ本區町村ニ住居シ公民權ヲ有スル者ニ相違無之候也

年月日 東京市(府)何區(何郡何村)長 何 某 ㊟

第五 學資支給規程

第一條 學資ハ生徒ノ志望ニ基ツキ學業成績及家庭ノ事情ヲ考査シテ適當ト認メタル者ニ之ヲ支給ス

第二條 學資ハ年額金三百圓トシ月割ヲ以テ支給ス但一ヶ月ニ滿タサルトキハ日割ヲ以テ支給ス退學ノ月ハ全部支給セス

第三條 左ノ各項ノ一ニ該當スル場合ニハ學資ノ支給ヲ停止ス

一、缺席三十日ヲ超エタル時ハ其翌日ヨリ缺席繼續中

一、停學中

第六 職員

管理者

東京音樂學校長 村上直次郎 大分士族

講師

ピアノ 東京音樂學校教授 橘 絲重 三重士族

音樂史、英語 同 乙骨三郎 東京士族

修身、教育 同 木内喜右衛門 千葉平民

唱 歌 東京音樂學校助教授 岡野貞一 鳥取士族

オルガン、音樂通論、和聲論

同 中田 章 東京士族

ピアノ 同 貫名美名彦 東京平民

國 語 塚田芳太郎 千葉平民

唱 歌 澤崎定之 和歌山平民

ピアノ 多賀谷チカ 神奈川平民

オルガン 杉生信雄 岡山平民

事務囑託

教務主任 東京音樂學校教授 乙骨三郎 東京士族

會計主任 東京音樂學校書記 都竹清市郎 岡山平民

第八条は、入学許可条件を記した四項目が前年度同様これに続き、さらに次の試験科目が記載される。

- 前項ノ試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ
- 一 唱 歌
- 二 器 樂 ピアノ又ハオルガン
- 三 樂 典
- 四 國 語

大正十三年三月三十一日、第三条の最後に「前表ノ學科目ノ外ヴァイオリンヲ課スルコトアルヘシ」という一文が加わる。

昭和二年三月二十三日、第八条中、入学許可条件を記した第三項より、「東京音楽學校乙種師範科卒業者及唱歌科小學校専科正教員免許狀所有者」が削除される。また同日、第十条と第十四条が次のように改正された。

第十條 保證人ハ二人トス内一人ハ父母、後見人又ハ尊屬親、他ノ一人ハ年齢、資産共ニ保證人ノ責ニ堪フル者タルヘシ但シ父母、後見人又ハ尊屬親ナキトキハ相當ノ資格アル者ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第十四條 試業ノ成績ハ點數ヲ以テ之ヲ評定ス
唱歌ハ二百點ヲ滿點トシ百二十點以上ヲ合格トス其ノ他ノ學科目ハ各一百點ヲ滿點トシ五十點以上ヲ合格トス

昭和五年一月十五日、第六條中、春季休業が「四月一日ヨリ同月十日

マデ」に短縮される。また第十条は次のように改正された。

第十條 保證人ハ二人トス内一人ハ父母、後見人又ハ尊屬親、他ノ一人ハ年齢、資産共ニ保證人ノ責ニ堪ヘ東京市内又ハ其ノ附近ニ居住スル者タルヘシ但シ父母、後見人又ハ尊屬親ナキトキハ相當ノ資格アル者ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

同年四月十七日、臨時教員養成所規程第七條ノ七（前掲の大正十一年の規程を参照）が改正され「體操」が加えられたことにより、第一条と第三条が次のように改正された。

第一条 音樂科ノ學科目ハ修身、教育、唱歌、器樂（オルガン又ハピアノ）、國語、音樂通論、和聲論、音樂史、體操、英語（隨意科目）トス

第三条 學科目ノ每學年配當並每週教授時數左ノ如シ

學科目	學年	
	第一學年	第二學年
修身	一	一
教育	二	三
唱歌	八	八
器樂	三	二
國語	三	三
音樂通論	二	一

和 聲 論	二	二
音 樂 史	一	二
體 操	二	二
英 語 (随意科目)	(三)	(三)
合 計	二三 (二六)	二三 (二六)

前表ノ學科目ノ外ヴァイオリンヲ課スルコトアルヘシ

昭和六年、「本年度入學生徒ノ募集ヲ中止ス」(「第四臨時教員養成所一覽 自昭和六年至昭和七年」二頁)とあり、前年度入學生が卒業する昭和七年三月三十一日をもって第四臨時教員養成所は廃止される。

(三) 第四臨時教員養成所の生徒について

『臨時教員養成所一覽 大正十二年十一月現在』には、各臨時教員養成所の生徒募集計画が記されているほか、生徒の出身府県や年齢などが細かく記載されている。そこでまず、この資料に基づいて次の四項目を整理し、大正十二年の第四臨時教員養成所を概観する。

- (イ) 生徒募集計画
- (ロ) 入学志願者及入学者の出身別
- (ハ) 入学者の出身府県別
- (ニ) 入学者の年齢および業務略歴
- そして十年間にわたる第四臨時教員養成所の生徒数をまとめる。
- (ホ) 各年度の入学者数および卒業者数

(イ) 生徒募集計画

「臨時教員養成所生徒募集豫定計畫表」(イ表 同書 五頁)は大正

十一年度から大正十五年度までの各學科目ごとの學級数および生徒数を表にまとめたものである。科目名は、国語、英語、地理歴史、数学、物理化学、博物、音楽、体操であり、このうち音楽と体操以外は大正十五年度までの予定が書き込まれている。しかし、音楽は十四年度と十五年度については数字が記入されていない(体操は大正十一年度のみ記入されている)。

また音楽は、計画では大正十一年度、十二年度ともに學級数一、生徒数一〇であるが、実際の生徒数は、(ホ)で見られるようにこれを大幅に上回っていた。

(ロ) 入学志願者及入学者の出身別

大正十二年四月現在「入學志願者及入學者出身別調」(ロ表 同書 七頁)によれば、志願者には「中學又ハ高女」出身者が最も多く、ついで「師範」「其他」の順となっている。いずれも大正十一年の方が多く、大正十一年の志願者は計八十九名、入学者は二十五名、大正十二年の志願者は六十五名、入学者は二十名である。

(ハ) 入学者の出身府県別

大正十二年十月現在「臨時教員養成所生徒出身府縣別」によれば、第四臨時教員養成所の生徒二学年を合わせた四十四名の出身府県は次のように整理される。以下のデータは「臨時教員養成所一覽 大正十二年十一月現在」十二〜十六頁より、「第四臨時教員養成所」に関する部分をまとめたものである。府県の記載順もこれに倣っている。

北海道二、大阪一、神奈川一、兵庫二、埼玉一、群馬一、千葉二、三重一、愛知一、静岡三、山梨一、長野一、宮城一、福島三、青森一、山形二、石川三、富山一、島根二、岡山三、山口三、高知三、福岡一、大分一、熊本一、宮崎一、鹿児島一の計四十四名である(二学年を合わせた入学者数は(ホ)に見られるように四十五名であったが、この時点で大正十一年の入学者一名がすでに退学し、四十四名となっている)